

若者に対する消費者教育の推進業務 企画提案コンペティション実施要領

1 概要

(1) 業務名

若者に対する消費者教育の推進業務

(2) 業務の目的

本県においては、年間約 8 千件の消費者トラブルに関する相談が県内消費生活相談窓口へ寄せられている。県消費生活センターに寄せられた相談約 5 千件の内、約 10%が 20 歳代以下の若者が契約当事者となっている。^{※1}このように、成年年齢引下げや急速な社会のデジタル化に伴い、社会経験の乏しい若年者を狙った消費者被害があり、その拡大が懸念されている。

そのため、和歌山県内の若者（高校生～29 歳）を消費者被害から守るためには、消費者被害事例や契約に関する知識及び消費者ホットライン 188 の更なる周知が必要であり、本業務を実施する。

本事業は、県においても消費者被害や消費者ホットライン 188 に関する啓発を実施してきたが、消費者庁調査による被害にあった人の内、約 1/4 はどこにも相談しなかったという結果^{※2}を踏まえ、学校だけでなく、学校以外の場においても効果的に広報を行い、より多くの住民に対して広報する必要であるため、企画提案コンペティションにより事業者を選定する。

なお、本コンペティションは和歌山県議会令和 7 年 2 月定例会において、令和 7 年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合がある。

※1 令和 5 年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談の概要

<http://www.wcac.jp/info/files/R5gaiyou.pdf>

※2 令和 6 年度第 5 回消費生活意識調査結果について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research_cms201_250_206_01.pdf

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 見積もり限度額

4, 400 千円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

2 応募資格

次に掲げるすべての要件を満たす者が、本コンペティションに参加することができる。

- (1) 別表1に掲げる各条件を満たす者
- (2) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者
- (3) 事前説明会に参加する者

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年3月12日(水)
事前説明会参加申込み	令和7年3月18日(火) 16時まで
事前説明会	令和7年3月21日(金) 10時30分から
質問受付期間	令和7年3月26日(水) 12時まで
質問回答	令和7年3月28日(金) まで随時
企画提案書提出期限	令和7年4月11日(金) 15時まで
プレゼンテーション審査	令和7年4月21日～25日を予定 ※詳細については、参加者に別途通知する。
審査結果の通知	審査委員会の翌日以降

4 事前説明会の開催

- (1) 開催日時 令和7年3月21日(金) 10時30分から
- (2) 開催場所 オンラインによる開催(Microsoft Teamsを使用予定)
- (3) 開催内容 仕様書の説明等
- (4) 参加申込 事前説明会参加申込書(様式1)を持参又は電子メールにより、令和7年3月18日(火) 16時までに、「12 提出先・問い合わせ先」まで申込むこと。
- (5) その他 事前説明会に出席していない者は、本コンペティションに参加できない。

5 応募書類等に係る質問の受付及び回答の公表

- (1) 質問受付期限
3月26日(水) 12時まで
- (2) 質問方法
質問がある場合は、質問票(様式2)を「12 提出先・問い合わせ先」に記載アドレスあて電子メールにファイル(ファイル形式はMicrosoft Word形式とすること。)を添付し、タイトル(件名)を「若者に対する消費者教育の推進業務」と記載し提出すること。
- (3) 質問に対する回答
質問に対しては、原則として3月28日(金)までに電子メールにて質問者及び事前説明会参加者全員に回答し、その内容については、和歌山県県民

生活課ホームページに掲載する。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けない。また、質問内容は提出書類に関することとし、苦情、誹謗及び中傷等は受け付けない。

6 提出書類及び期限について

(1) 提案書等の提出

【提出書類について】

別表2のとおり

【提出期限】

令和7年4月11日（金）15時まで（必着）

【提出方法】

- ① 「12 提出先・問い合わせ先」まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。
- ② 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

(2) その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ② 企画提案書提出後は、原則として企画提案書の差替、追加を認めない。
- ③ 企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出のあった企画提案書等は、返却しない。
- ⑤ 応募者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- ⑥ 提出書類の提出により、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

7 企画審査及び契約候補者の採用方法について

(1) 審査方法

- ① 企画提案書及び25分程度（説明15分、質疑10分）の対面によるプレゼンテーション（質疑応答含む。）により審査を行う。
- ② プレゼンテーションでは、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する（追加提案や追加資料の配布、プロジェクターの使用は認めない。）。
- ③ 審査は、和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行う。

(2) 審査基準

別表3のとおり

(3) 契約候補者の採用方法

審査の結果、合計点が最も高い者を契約候補者として採用する。最高点の者が複数の場合は、審査委員の協議により決定する。ただし、全審査委員の採点の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において全審査委員の採点の平均点が60点以上のときは、当該応募者を契約候補者とする。ただし、60点未満のときは、契約候補者を選定しない。

(4) 審査結果について

採用・不採用に関わらず、書面により通知する。

なお、契約候補者の名称及び評価点については、和歌山県のホームページにて公表する。

(5) 実施日時

別途、参加者宛て通知する。

(6) 実施場所

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 8階 会議室
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2

8 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ③ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約の締結

(1) 契約内容についての協議

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合、「2 応募資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者を契約候補者とし、協議する。

(2) 契約保証金

受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条に該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) その他

企画提案の内容については、契約候補者の提案に単純に拘束されるものではなくより事業の効果を上げるため、協議により適宜変更できるものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、本契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、委託者の指示に従わなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
なお、本事業終了後も同様とする。

(3) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、委託者の求めに応じて説明する必要がある。

11 その他

(1) 本企画提案コンペティション及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 業務の履行及び提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うこと。

(3) 業務の履行に際し、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うこと。

12 提出先・問い合わせ先

和歌山県 環境生活部 生活局 県民生活課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2342
E-mail e0313001@pref.wakayama.lg.jp

別表 1

本要領 2 (1) に定める要件は、次に掲げる条件を満たす者であること

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りではない。

イ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 申請日現在において、1 年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、本コンペティションへの参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(7) 本コンペティションへの参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若し

くは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

別表2

コンペティションに係る申請書類

番号	提出書類名	部数
1	応募申請書（様式3）	1部
2	応募資格に反しない旨の宣誓書（様式4）	1部
3	企画提案書（様式任意 正本1部、副本5部） ・仕様書で指定する内容を網羅すること。 ・正本1部は、社名を記載することとし、副本5部には社名、ロゴ等は一切記載しないこと。	6部
4	経費見積書（様式任意 正本1部、副本5部） ・仕様書で指定する内容に要する経費を計上すること。 ・各事業別に経費の内訳がわかるように記載すること。 ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。 ・正本1部は、社名を記載することとし、副本5部には社名、ロゴ等は一切記載しないこと。	6部
5	団体の概要に関する調書（様式5）	1部
6	役員等に関する調書（様式6）	1部
7	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類	1部
8	登記事項証明書	1部
9	県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書	1部
10	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	1部

※5～10の書類については、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する団体は省略することができる。（同決定通知書の写しを添付）

※3、4作成の留意事項

- (1) 用紙の大きさは、A4版縦とすること。
A3版をA4サイズに折り込むことも可とする。
- (2) 提出に際しては、綴じ紐やファイルに綴じないでダブルクリップ等で提出書類を一つにまとめて散逸しないようにすること。

別表 3

評価項目	着眼点	評価点
1 実施方針 (業務理解)	・ 本事業の目的や業務内容を的確に捉えた企画が提案されているか。	20点
2 業務内容 仕様書3(1)	・ 本事業の目的を達成するのに十分な効果的な訴求力があるか。	20点
	・ 独創的な工夫があるか。	10点
3 業務内容 仕様書3(2)	・ 効果的な広告方法になっているか。	10点
4 業務内容 仕様書3(3)	・ 訴求力のあるデザインとなっているか。	10点
	・ 消費者被害に関する情報を適切に盛り込んでいるか。	10点
5 実績	・ 事業を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。	10点
6 事業経費	・ 見積額に必要な経費が計上され、かつ妥当であるか。	10点
合 計		100点